

平成25年8月20日

壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務及び清掃業務委託の入札について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、

地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1)

壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託(後期)：Bランク

壺屋焼物博物館清掃業務委託(後期)：Cランク

(2) 那覇市立壺屋焼物博物館

(3) 各業務委託の仕様書(入札説明会で配付)による

(4) 契約予定日 平成25年10月1日

(5) 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

警備・料金徴収・展示室監視業務及び清掃業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第2条に規定する条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 警備・料金徴収・展示室監視業務委託

日 時 平成25年9月11日(水) 14:00受付開始 14:20説明開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

**那覇市役所本庁舎10階 会議室1001**

(2) 清掃業務委託

日 時 平成25年9月11日(水) 15:00受付開始 15:20説明開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

**那覇市役所本庁舎10階 会議室1001**

4 入札執行の日時及び場所

(1) 警備・料金徴収・展示室監視業務委託

日 時 平成25年9月18日(水) 14:00受付開始 14:30入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

**那覇市役所本庁舎10階 会議室1001**

(2) 清掃業務委託

日 時 平成25年9月18日(水) 15:00受付開始 15:30入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

**那覇市役所本庁舎10階 会議室1001**

5 入札時提出書類

(1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

## 6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除する。

## 7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を壺屋焼物博物館へ提出すること。

## 8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

## 10 留意事項

**那覇市役所本庁舎の駐車場は有料です。**

## 11 お問い合わせ先

- ・那覇市?市民文化部?博物館 壺屋焼物博物館グループ
- ・郵便番号?902-0065 那覇市壺屋1丁目9番32号
- ・電話：(098)862-3761??FAX：(098)862-3762
- ・E-mail：C-TUBOYA001@neo.city.naha.okinawa.jp

# 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱

昭和61年2月3日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第11条第2項の規定により、市が行う庁舎等清掃業務及び警備業務委託契約についての制限付一般競争入札参加資格その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5人以上であること。
- (10) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (11) 清掃業務にあつては県知事登録業者であること。

(12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

(13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものによっては、その事実があった後2年を経過していること。

(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(15) その他市長が必要と認める条件

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者(以下「組合」という。)については、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第9号の条件に代えて、中小企業庁(経済産業局又は沖縄総合事務局)の官公需適格組合の証明を受けていることを条件とする。

(入札参加資格審査の実施)

第3条 清掃業務及び警備業務委託の制限付一般競争入札に係る定期の入札参加資格審査を2年に1回行うものとする。ただし、市長が、必要と認めるときは、定期の資格審査を行わない年において追加の資格審査を行うことができる。

(登録の申請)

第4条 次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、制限付一般競争入札参加資格者登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款(法人の場合)

(2) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては住民票謄本

(3) 印鑑証明書（法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書をいう。）

(4) 納税証明書(那覇市税の滞納がないことを証明するもの)

(5) 消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

(6) 財務諸表(直近2年分の貸借対照表、損益計算書)

(7) 雇用保険加入証明書

(8) 労働者災害保険加入証明書

(9) 健康保険・厚生年金保険加入証明書

(10) 業務実績表（直近2年分の主な取引実績）

(11) 営業概要表

(12) 従業者名簿(組合においては組合員名簿)

(13) 所在地見取図及び店舗の外装、内装の写真(本市にある営業所等)

(14) 警備業務にあつては公安委員会認定証、清掃業務にあつては県知事事業登録証明書

(15) 組合においては官公需適格組合証明書

(16) その他市長が必要と認める書類

3 申請書の提出期間は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長が決定する。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを名簿に登録しなければならない。

2 登録は、資格審査委員会で定める基準に基づいて、別表第1のとおりAランク、Bランク、Cランクに区分して行う。

3 前項のランクの見直しは、第3条に規定する定期の入札参加資格審査時に行う。

4 市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。

5 登録の有効期間は、登録の日から次回の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、同日までに定期の資格審査がなされないときは、その定期の資格審査による登録がなされる日の前日までとする。

6 名簿は、総務部管財課に保管し、その副本を清掃業務又は警備業務委託の契約事務を取り扱う課に備え付ける。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。

(2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。

(3) 第2条第3号から第15号までに定める条件を欠いたとき。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和61年2月4日から施行する。

2 那覇市庁舎清掃業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱(昭和55年2月21日告示第22号)並びに那覇市庁舎警備業務委託及び那覇市港湾部施設駐車場使用料徴収事務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱は、廃止する。

付 則(昭和62年2月1日)

1 この要綱は、昭和62年2月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の那覇市庁舎清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱の規定により登録されている者の登録の有効期間については、なお、従前の例による。

付 則(平成5年2月12日告示第94号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成16年2月9日)

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

付 則(平成17年1月18日告示第70号)

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

付 則(平成19年1月24日告示第112号)

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

付 則(平成22年12月15告示第140号)

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

付 則(平成23年12月15告示第119号)

この要綱は、平成23年12月15日から施行する

別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	<p>1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者</p>	<p>次の1及び2いずれの条件にも該当する者</p> <p>1 Bランク以上に登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が30人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの</p> <p>2 次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>(1) 資本金500万円以上であること。</p> <p>(2) 年間契約実績額が5,000万円以上であること。</p> <p>ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。</p> <p>(3) 過去の業務実績から勘案して、Aランク業務を確実に実行できると判断される者</p>
B	<p>1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者</p> <p>ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。</p>	<p>次の1及び2いずれの条件にも該当する者</p> <p>1 Cランク以上に登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が15人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの</p> <p>2 次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>(1) 資本金500万円以上であること。</p> <p>(2) 年間契約実績額が3,000万円以上であること。</p> <p>ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。</p> <p>(3) 過去の業務実績から勘案して、Bランク業務を確実に実行できると判断される者</p>
C	<p>1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者</p> <p>ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。</p>	<p>清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が5人以上であること。</p>



(第1号様式)

制限付一般競争入札参加資格者登録申請書

平成 年 月 日

那覇市長 様

住所

商号又は名称

代表者

印

那覇市市役所庁舎等(清掃・警備)業務委託制限付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ、制限付一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

(第2号様式)

那総管第 号

平成 年 月 日

住所

商号

那覇市長

資格審査結果通知書

先にご提出のありました制限付一般競争入札参加資格登録申請書については、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

1 審査結果

2 ランク

3 有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ランク基準表につきましては別紙をご覧ください。

この通知書受領後、申請書の記載事項に変更があった場合は速やかに届け出てください。